

指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例及び障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第41号

指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例及び障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第81号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 6 章 [略]</p> <p><u>第 7 章 共同生活介護</u></p> <p> <u>第 1 節 基本方針（第124条）</u></p> <p> <u>第 2 節 設備及び運営に関する基準（第125条－第141条）</u></p> <p>第 8 章～第12章 [略]</p> <p>第13章 共同生活援助</p> <p> 第 1 節・第 2 節 [略]</p> <p>第14章 [略]</p> <p><u>第15章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例（第204条・第205条）</u></p> <p>第16章・第17章 [略]</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章～第 6 章 [略]</p> <p><u>第 7 章 削除</u></p> <p>第 8 章～第12章 [略]</p> <p>第13章 共同生活援助</p> <p> 第 1 節・第 2 節 [略]</p> <p> <u>第 3 節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</u></p> <p> <u>第 1 款 趣旨及び基本方針（第201条の 2 ・第201条の 3）</u></p> <p> <u>第 2 款 設備及び運営に関する基準（第201条の 4 －第201条の12）</u></p> <p>第14章 [略]</p> <p><u>第15章 削除</u></p> <p>第16章・第17章 [略]</p> <p>附則</p>

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

第4条 指定障害福祉サービス事業者(第3章、第4章及び第7章から第13章までに規定する事業を行う者に限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2・3 [略]

第5条 [略]

2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、外出時における移動中の介護、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

3・4 [略]

(指定居宅介護事業所に置くべき従業者及びその員数)

第6条 指定居宅介護の事業を行う者(以下この章において「指定居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「指定居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(指定居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同じ。)の員数は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「省令」という。)に規

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

第4条 指定障害福祉サービス事業者(第3章、第4章及び第8章から第13章までに規定する事業を行う者に限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2・3 [略]

第5条 [略]

2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要するものが居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、外出時における移動中の介護、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

3・4 [略]

(指定居宅介護事業所に置くべき従業者及びその員数)

第6条 指定居宅介護の事業を行う者(以下この章、第201条の2及び第201条の10第2項において「指定居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「指定居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(指定居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同じ。)の員数は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令

定するところによる。

(指定生活介護事業所に置くべき従業者及びその員数等)

第80条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者は、次の各号に掲げるとおりとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）
）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法（従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害程度区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とする。

(ア) 平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除した数以上

(イ) 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上

(ウ) 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数以上

イ～エ [略]

(3) [略]

2～7 [略]

(準用)

第101条 第7条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

(指定重度障害者等包括支援事業所に置くべき従業者の員数等)

第171号。以下「省令」という。)に規定するところによる。

(指定生活介護事業所に置くべき従業者及びその員数等)

第80条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者は、次の各号に掲げるとおりとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）
）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法（従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害支援区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とする。

(ア) 平均障害支援区分が4未満 利用者の数を6で除した数以上

(イ) 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上

(ウ) 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除した数以上

イ～エ [略]

(3) [略]

2～7 [略]

(準用)

第101条 第52条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

(指定重度障害者等包括支援事業所に置くべき従業者の員数等)

第114条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業者」という。）は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者及び第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業者を除く。第117条において同じ。）又は法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設の基準を満たさなければならない。

2・3 [略]

（障害福祉サービスの提供に係る基準）

第119条 [略]

2 [略]

3 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（短期入所及び共同生活介護に限る。）を自ら提供し、又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該障害福祉サービスを提供する事業所又は委託を受けて当該障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この条例に定める基準を満たさなければならない。

第7章 共同生活介護

第1節 基本方針

第124条 共同生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活介護」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて第127条第1項に規定する共同生活住居において入浴、排せつ、食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 設備及び運営に関する基準

（指定共同生活介護事業所に置くべき従業者及びその員数）

第125条 指定共同生活介護の事業を行う者（以下「指定共同生活介護事業者

第114条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業者」という。）は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者を除く。第117条において同じ。）又は法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設の基準を満たさなければならない。

2・3 [略]

（障害福祉サービスの提供に係る基準）

第119条 [略]

2 [略]

3 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（短期入所及び共同生活援助に限る。）を自ら提供し、又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該障害福祉サービスを提供する事業所又は委託を受けて当該障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この条例に定める基準を満たさなければならない。

第7章 削除

第124条から第141条まで 削除

」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定共同生活介護事業所」という。)には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

(1) 世話人

(2) 生活支援員

(3) サービス管理責任者

2 前項各号に掲げる従業員の員数等は、省令に規定するところによる。

(管理者)

第126条 指定共同生活介護事業者は、省令に規定するところにより、管理者を置かなければならない。

(設備の基準)

第127条 指定共同生活介護に係る共同生活のための住居(以下「共同生活住居」という。)は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入居により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設(以下「入所施設」という。)又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 指定共同生活介護事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は、4人以上とする。

3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

4 共同生活住居の入居定員は、2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人(知事が特に必要があると認めるときは、30人)以下とすることができる。

5 共同生活住居は、1以上のユニット(少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。)により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。)を有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければなら

ない。

6 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。

7 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、居室の基準は、次のとおりとする。

(1) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とするができる。

(2) 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

(入退居)

第128条 指定共同生活介護は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院を要する者を除く。）に提供するものとする。

2 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護の利用の申込みを行った者（以下この節において「利用申込者」という。）の入居に際しては、利用申込者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

4 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

(入退居の記録の記載等)

第129条 指定共同生活介護事業者は、利用者の入居又は退居に際しては、当該指定共同生活介護事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第130条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定共同生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定共同生活介護事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 食材料費

(2) 前号に掲げるもののほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもので、規則で定めるもの

4 指定共同生活介護事業者は、前3項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定共同生活介護事業者は、第3項に規定する費用に係る指定障害福祉サービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該指定障害福祉サービスの内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第131条 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等

に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者に限る。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（指定共同生活介護の取扱方針）

第132条 指定共同生活介護事業者は、第141条において読み替えて準用する第60条第1項に規定する共同生活介護計画（以下「共同生活介護計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活介護の提供を行う場合には、共同生活介護計画に基づき、当該者が継続した指定共同生活介護の利用に円滑に移行することができるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

3 指定共同生活介護事業所の従業者は、指定共同生活介護の提供に当たっ

ては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定共同生活介護事業者は、その提供する指定共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービス管理責任者の職務)

第133条 サービス管理責任者は、第141条において読み替えて準用する第60条に規定する職務のほか、次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 利用申込者の利用に際し、当該利用申込者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、当該利用申込者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める職務

(介護及び家事等)

第134条 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、利用者に対し、利用者の負担により、当該利用者に対し指定共同生活介護を提供する事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第135条 指定共同生活介護事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て、当該利用者に代わって当該手続等

を行わなければならない。

- 3 指定共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第136条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(勤務体制の確保等)

第137条 指定共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活介護を提供することができるよう、指定共同生活介護事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 前項の従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を営むことができるよう、継続性を重視した指定共同生活介護の提供に配慮しなければならない。

- 3 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、当該指定共同生活介護事業所の従業員によって指定共同生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

- 4 指定共同生活介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき指定共同生活介護に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

- 5 指定共同生活介護事業者は、従業員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(支援体制の確保)

第138条 指定共同生活介護事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた

必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第139条 指定共同生活介護事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第140条 指定共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(準用)

第141条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条及び第94条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第136条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第130条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第130条第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第140条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第157条 [略]

(利用者負担額等の受領)

第157条 [略]

(利用者負担額に係る管理)

第157条の2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿

泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（準用）

第159条 第10条から第19条まで、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第88条から第94条まで、第147条及び第148条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第157条第1項から第4項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第157条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第159条において

（準用）

第159条 第10条から第19条まで、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第88条から第94条まで、第131条、第147条及び第148条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第157条第1項から第4項まで」と、第23条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働

大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。)の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第157条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第159条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と、第94条中「第91条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と、第131条第1項中「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。)が」とあるのは「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。)が」と読み替えるものとする。

(準用)

第172条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第86条から第94条まで、第131条、第146条及び第147条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第146条第1項」と、第23条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。)の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第172条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第172条において

準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と、第94条中「第91条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第172条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第86条から第94条まで、第146条、第147条及び第157条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第172条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第94条中「第91条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と、「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立

準用する前条」と、第94条中「第91条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と、「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第131条第1項中「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）が」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）が」と読み替えるものとする。

第195条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（指定共同生活援助事業所に置くべき従業者及びその員数等）

第196条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

(1) [略]

(2) [略]

2 [略]

（人員に関する規定の準用）

第197条 第126条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

（設備に関する規定の準用）

第198条 第127条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。以下この項において同じ。）の」と読み替えるものとする。

第195条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて第198条第1項に規定する共同生活住居において入浴、排せつ又は食事の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（指定共同生活援助事業所に置くべき従業者及びその員数等）

第196条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

(1) [略]

(2) 生活支援員

(3) [略]

2 [略]

（管理者）

第197条 指定共同生活援助事業者は、省令に規定するところにより、管理者を置かなければならない。

（設備の基準）

第198条 指定共同生活援助に係る共同生活のための住居（以下「共同生活住居」という。）は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間

を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であって、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの（以下「本体住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。）を除く。以下この項及び第4項から第6項までにおいて同じ。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は、4人以上とする。

3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

4 共同生活住居の入居定員は、2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあつては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（知事が特に必要があると認めるときは、30人）以下とすることができる。

5 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であつて、知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人（当該共同生活住居を改築する時点における入居定員が30人未満の共同生活住居にあつては、当該入居定員）以下とすることができる。

6 共同生活住居は、1以上のユニット（少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）を有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

7 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。

8 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、居室の基準は、次のとおりとする。

(1) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とする事ができる。

(2) 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

9 サテライト型住居の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 入居定員は、1人とする。

(2) 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。

(3) 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

(入退居)

第198条の2 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院を要する者を除く。）に提供するものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の利用の申込みを行った者（以下この節において「利用申込者」という。）の入居に際しては、利用申込者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

(入退居の記録の記載等)

第198条の3 指定共同生活援助事業者は、利用者の入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受

給者証に記載しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第198条の4 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供したときは、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供したときは、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定共同生活援助事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 食材料費

(2) 前号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもので、規則で定めるもの

4 指定共同生活援助事業者は、前3項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、第3項に規定する費用に係る指定障害福祉サービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該指定障害福祉サービスの内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。

(指定共同生活援助の取扱方針)

第198条の5 指定共同生活援助事業者は、第201条において読み替えて準用

する第60条第1項に規定する共同生活援助計画（以下「共同生活援助計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行することができるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

3 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（サービス管理責任者の職務）

第198条の6 サービス管理責任者は、第201条において読み替えて準用する第60条に規定する職務のほか、次に掲げる職務を行うものとする。

（1） 利用申込者の利用に際し、当該利用申込者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、当該利用申込者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

（2） 前号に掲げるもののほか、規則で定める職務

（介護及び家事等）

第199条 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

（家事等）

第199条 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、利用者の負担により、当該利用者に対して指定共同生活援助を提供する事業所の従業者以外の者による家事等を受けさせてはならない。

(勤務体制の確保等)

第200条 [略]

2 [略]

3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならない。

2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、利用者の負担により、当該利用者に対して指定共同生活援助を提供する事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。
(社会生活上の便宜の供与等)

第199条の2 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て、当該利用者に代わって当該手続等を行わなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
(運営規程)

第199条の3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(勤務体制の確保等)

第200条 [略]

2 [略]

3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定に基づき指定共同生活

4 [略]

(準用)

第201条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、第128条から第133条まで、第135条、第136条及び第138条から第140条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第201条において準用する第136条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条において準用する第130条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条において

援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5 [略]

(支援体制の確保)

第200条の2 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業者を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第200条の3 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第200条の4 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(準用)

第201条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条及び第157条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第199条の3」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第94条中「第91条」とあるのは

準用する第130条第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第94条中「第91条」とあるのは「第201条において準用する第136条」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条において準用する第140条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第132条第1項及び第133条中「第141条」とあるのは「第201条」と、第135条第1項中「指定生活介護事業所等」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」と読み替えるものとする。

「第199条の3」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。以下この項において同じ。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。以下この項において同じ。）」と読み替えるものとする。

第3節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第1款 趣旨及び基本方針

（趣旨）

第201条の2 前2節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第201条の12において読み替えて準用する第60条第1項に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節の定めるところによる。

（基本方針）

第201条の3 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス

利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ又は食事の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 設備及び運営に関する基準

(外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき従業者及びその員数等)

第201条の4 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者は、次の各号に掲げるとおりとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。

(1) 世話人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

(2) サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が30人以下 1人以上

イ 利用者の数が31人以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定による数とする。

3 第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでな

い。

(人員に関する規定の準用)

第201条の5 第197条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

(設備に関する規定の準用)

第201条の6 第198条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

(内容及び手続の説明及び同意)

第201条の7 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った者（以下この節において「利用申込者」という。）に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第201条の9に規定する規程の概要、従業者の勤務の体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅介護サービス事業所」という。）の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第77条の規定により書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(受託居宅介護サービスの提供)

第201条の8 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、利用者に適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な

措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあっては、受託居宅介護サービス事業者に当該受託居宅介護サービスを提供した日時、時間、提供した受託居宅介護サービスの具体的な内容等を文書により報告させなければならない。

(運営規程)

第201条の9 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(受託居宅介護サービス事業者への委託)

第201条の10 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに、文書により契約を締結しなければならない。

2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。

3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、第5条第1項に規定する指定居宅介護（次項において同じ。）とする。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護を提供する事業者と、第1項に規定する方法により受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に対し、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第201条の11 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供することができるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を営むことができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業員によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第201条の12 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の6まで、第199条、第199条の2及び第200条の2から第200条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の12において準用する第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の12において準用する第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の12において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害

第15章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例

(一体型指定共同生活介護事業所等における従業者の員数に関する特例)

第204条 指定共同生活介護の事業及び指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活介護の事業等」という。）を一体的に行う指定共同生活介護事業所（以下「一体型指定共同生活介護事業所」という。）及び指定共同生活援助事業所（以下「一体型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき世話人及びサービス管理責任者の員数に関する特例は、省令に規定するところによる。

(設備及び定員の遵守に関する特例)

第205条 一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所においては、これらの事業所の利用者の数の合計及びその入居定員の合計をこれらの事業所の利用者の数及び入居定員とみなして第127条（第198条において準用する場合を含む。）及び第139条（第201条において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

1 [略]

者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。以下この項において同じ。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。以下この項において同じ。）」と、第199条第3項中「指定共同生活援助を提供する事業所の従業者」とあるのは「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第15章 削除

第204条及び第205条 削除

附 則

(施行期日)

1 [略]

(指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する特例)

2 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第80条第1項第2号アの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数を合計した数以上とする。

(1) 次のアからウまでに掲げる利用者(厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。)の平均障害程度区分の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる数

ア 平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除した数

イ 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数

ウ 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数

(2) [略]

3 [略]

(地域移行型ホームの特例)

4 平成24年3月31日までに入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居とする指定共同生活介護の事業等を行う者として知事が認めた者で、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において現に指定共同生活介護の事業等を行っているものについては、第127条第1項(第198条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該共同生活介護の事業等を行う事業所において指定共同生活介護の事業等を行う場合に限り、施行日以後においても指定共同生活介護の事業等を行うことができる。

(指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する特例)

2 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第80条第1項第2号アの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数を合計した数以上とする。

(1) 次のアからウまでに掲げる利用者(厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。)の平均障害支援区分の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる数

ア 平均障害支援区分が4未満 利用者の数を6で除した数

イ 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数

ウ 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除した数

(2) [略]

3 [略]

(地域移行型ホームの特例)

4 平成24年3月31日までに入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居とする指定共同生活介護の事業等(指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例及び障害福祉サービス事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(平成26年岩手県条例第41号)第1条の規定による改正前の指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第204条に規定する指定共同生活介護の事業等をいう。以下同じ。)を行う者として知事が認めた者で、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において現に指定共同生活介護の事業等を行っているものについては、第198条第1項(第201条の6において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該指定共同生活介護の事業等を行う事業所において指定共同生活援助の事業等(指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業

5 前項の規定に基づき指定共同生活介護の事業等を行う事業所（以下「地域移行型ホーム」という。）における指定共同生活介護の事業等について第127条第2項から第7項まで（第198条において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、第127条第2項中「4人以上」とあるのは、「4人以上30人以下」とする。

（地域移行型ホームにおける指定共同生活介護等の提供期間）

6 地域移行型ホームにおいて指定共同生活介護の事業等を行う者（以下「地域移行型ホーム事業者」という。）は、利用者に対し、原則として、2年を超えて指定共同生活介護等を提供してはならない。

（地域移行型ホームにおける指定共同生活介護等の取扱方針）

7 地域移行型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅又は地域移行型ホーム以外の指定共同生活介護事業所若しくは指定共同生活援助事業所（以下「住宅等」という。）において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から前項に定める期間内に住宅等に移行することができるよう、適切な支援を行わなければならない。

（地域移行型ホームにおける共同生活介護計画の作成等）

8 地域移行型ホームにおける指定共同生活介護の事業等について第141条又は第201条において読み替えて準用する第60条の規定を適用する場合には、同条第2項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第6項に定める期間内に附則第7項に規定する住宅等に移行すること」と、同条第4項中「達成時期」とあるのは「達成時期、入所施設又は病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

をいう。以下同じ。）を行う場合に限り、施行日以後においても指定共同生活援助の事業等を行うことができる。

5 前項の規定に基づき指定共同生活援助の事業等を行う事業所（以下「地域移行型ホーム」という。）における指定共同生活援助の事業等について第198条第2項から第9項まで（第201条の6において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、第198条第2項中「4人以上」とあるのは、「4人以上30人以下」とする。

（地域移行型ホームにおける指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の提供期間）

6 地域移行型ホームにおいて指定共同生活援助の事業等を行う者（以下「地域移行型ホーム事業者」という。）は、利用者に対し、原則として、2年を超えて指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助（以下「指定共同生活援助等」という。）を提供してはならない。

（地域移行型ホームにおける指定共同生活援助等の取扱方針）

7 地域移行型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅又は地域移行型ホーム以外の指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（以下「住宅等」という。）において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から前項に定める期間内に住宅等に移行することができるよう、適切な支援を行わなければならない。

（地域移行型ホームにおける共同生活援助計画の作成等）

8 地域移行型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第201条又は第201条の12において読み替えて準用する第60条の規定を適用する場合には、同条第2項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第6項に定める期間内に附則第7項に規定する住宅等に移行すること」と、同条第4項中「達成時期」とあるのは「達成時期、入所施設又は病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

(地域移行型ホームに係る協議の場の設置)

9 地域移行型ホーム事業者は、指定共同生活介護等の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会（以下「地域移行推進協議会」という。）を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(平成18年10月1日において入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助事業を行っていた者に関する特例)

10 指定共同生活援助事業者（平成18年10月1日において入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行っていた者に限る。）は、第127条第1項（第198条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする指定共同生活介護の事業等を行うことができる。

(経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所における従業者の員数に関する特例)

11 指定共同生活援助事業者は、平成18年10月1日以前から指定共同生活援助の事業を行っている事業所のうち、次の各号のいずれにも該当するものとして知事が認めたものにおいて、指定共同生活介護の事業を行う場合に限り、平成27年3月31日までの間、当該事業所（以下「経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所」という。）には、第125条第1項第2号に掲げる生活支援員及び同項第3号に掲げるサービス管理責任者を置かないことができる。

(1)・(2) [略]

(経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所における運営に関する特例)

12 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所における指定共同生活介

(地域移行型ホームに係る協議の場の設置)

9 地域移行型ホーム事業者は、指定共同生活援助等の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会（以下「地域移行推進協議会」という。）を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(平成18年10月1日において入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助事業を行っていた者に関する特例)

10 指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下「指定共同生活援助事業者等」という。）（平成18年10月1日において入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行っていた者に限る。）は、第198条第1項（第201条の6において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業等を行うことができる。

(経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所における従業者の員数に関する特例)

11 指定共同生活援助事業者は、平成18年10月1日以前から指定共同生活援助の事業を行っている事業所のうち、次の各号のいずれにも該当するものとして知事が認めたものにおいて、指定共同生活援助の事業を行う場合に限り、平成27年3月31日までの間、当該事業所（以下「経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所」という。）には、第196条第1項第2号に掲げる生活支援員及び同項第3号に掲げるサービス管理責任者を置かないことができる。

(1)・(2) [略]

(経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所における運営に関する特例)

12 経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所における指定共同生活援

護の事業については、第141条において読み替えて準用する第60条及び第134条第3項の規定は、適用しない。

13 経過的家介護利用型指定共同生活介護事業所の管理者は、第141条において準用する第68条に規定する職務のほか、第133条各号に掲げる職務を行うものとする。

(経過的家介護利用型一体型指定共同生活援助事業所に関する特例)

14 経過的家介護利用型指定共同生活介護事業所において指定共同生活介護の事業等を一体的に行う指定共同生活援助事業所（以下「経過的家介護利用型一体型指定共同生活援助事業所」という。）については、平成27年3月31日までの間、第196条第1項第2号に掲げるサービス管理責任者を置かないことができる。

15 経過的家介護利用型一体型指定共同生活援助事業所における指定共同生活援助の事業については、第201条において読み替えて準用する第60条の規定は、適用しない。

16 経過的家介護利用型一体型指定共同生活援助事業所の管理者は、第201条において準用する第68条に規定する職務のほか、第201条において読み替えて準用する第133条各号に掲げる職務を行うものとする。

(準用)

17 経過的家介護利用型指定共同生活介護事業所のうち指定共同生活介護の事業等を一体的に行うもの及び経過的家介護利用型一体型指定共同生活援助事業所における指定共同生活介護の事業等については、第15章の規定を準用する。

(平成18年4月1日以前から指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例)

18 指定共同生活援助事業者は、平成18年4月1日以前から存する指定共同生活援助事業所で、施行日においても指定共同生活介護の事業等を行う場合には、当該事業所の共同生活住居（平成18年4月1日において基本的な

助の事業については、第201条において読み替えて準用する第60条及び第199条第3項の規定は、適用しない。

13 経過的家介護利用型指定共同生活援助事業所の管理者は、第201条において準用する第68条に規定する職務のほか、第198条の6各号に掲げる職務を行うものとする。

14から17まで 削除

(平成18年4月1日以前から指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例)

18 指定共同生活援助事業者等は、平成18年4月1日以前から存する指定共同生活援助事業所で、指定共同生活援助の事業等を行う場合には、当該事業所の共同生活住居（同日において基本的な設備が完成しているものを含

設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、改築される等建物の構造を変更したものを除く。)が満たすべき設備に関する基準については、第127条第6項及び第7項 (これらの規定を第198条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、省令による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令 (平成18年厚生労働省令第58号。以下「旧指定基準」という。)第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる。

(指定共同生活介護事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)

19 第134条第3項の規定は、指定共同生活介護事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令 (平成18年厚生労働省令第40号) 第2条第4号に規定する区分4、同条第5号に規定する区分5又は同条第6号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成27年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

20 第134条第3項の規定は、指定共同生活介護事業所の利用者のうち、障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第2条第4号に規定する区分4、同条第5号に規定する区分5又は同条第6号に規定する区分6に該当する者が、共同生活住居内において当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護 (身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成27年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

(1)・(2) [略]

み、同日以後に増築され、改築される等建物の構造を変更したものを除く。)が満たすべき設備に関する基準については、第198条第7項及び第8項 (これらの規定を第201条の6において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、省令による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令 (平成18年厚生労働省令第58号。以下「旧指定基準」という。)第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる。

(指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)

19 第199条第3項の規定は、指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令 (平成26年厚生労働省令第5号) 第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成27年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

20 第199条第3項の規定は、指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当する者が、共同生活住居内において当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護 (身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成27年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

(1)・(2) [略]

21 [略]

(平成18年10月1日以前から存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例)

22 平成18年10月1日以前から存する法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第30条の2に規定する身体障害者福祉ホーム（以下「身体障害者福祉ホーム」という。）、法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「旧精神保健福祉法」という。）第50条の2第1項第1号に掲げる精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の8に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの（以下「指定知的障害者通勤寮」という。）若しくは旧知的障害者福祉法第21条の9に規定する知的障害者福祉ホーム（以下「知的障害者福祉ホーム」という。）又は旧精神保健福祉法第50条の2第1項第3号に掲げる精神障害者福祉ホーム（以下「精神障害者福祉ホーム」という。）（これらの施設のうち、平成18年10月1日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以降に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において行われる指定共同生活介護の事業等について、第127条（第198条において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、当分の間、第127条第6項中「2人以上10人以下」とあるのは「2人以上30人以下」とする。

23 第127条第7項第2号の規定は、身体障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、指定知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム及び精神障害者

21 [略]

(平成18年10月1日以前から存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例)

22 平成18年10月1日以前から存する法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第30条の2に規定する身体障害者福祉ホーム（以下「身体障害者福祉ホーム」という。）、法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「旧精神保健福祉法」という。）第50条の2第1項第1号に掲げる精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の8に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの（以下「指定知的障害者通勤寮」という。）若しくは旧知的障害者福祉法第21条の9に規定する知的障害者福祉ホーム（以下「知的障害者福祉ホーム」という。）又は旧精神保健福祉法第50条の2第1項第3号に掲げる精神障害者福祉ホーム（以下「精神障害者福祉ホーム」という。）（これらの施設のうち、平成18年10月1日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以降に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において行われる指定共同生活援助の事業等について、第198条（第201条の6において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、当分の間、第198条第7項中「2人以上10人以下」とあるのは、「2人以上30人以下」とする。

23 第198条第8項第2号の規定は、身体障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、指定知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム及び精神障害者

福祉ホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令附則第8条の2に規定する厚生労働大臣が定めるものに限る。）については、当分の間、適用しない。

（平成18年10月1日以前から指定宿泊型自立訓練の事業を行っている事業所に係る設備の特例）

24 [略]

福祉ホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令附則第8条の2に規定する厚生労働大臣が定めるものに限る。）については、当分の間、適用しない。

（平成18年10月1日以前から指定宿泊型自立訓練の事業を行っている事業所に係る設備の特例）

24 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

（障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第83号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（生活介護事業所に置くべき職員及びその員数等）</p> <p>第39条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員は、次の各号に掲げるとおりとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。） ）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p> <p>ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法（職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、（ア）から（ウ）までに掲げる利用者の<u>平均障害程度区分</u>（厚生労働大臣が定めるところにより算定した<u>障害程度区分</u>の平均値をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ（ア）から（ウ）までに掲げる数とする。</p> <p>（ア） <u>平均障害程度区分</u>が4未満 利用者の数を6で除した数以上</p> <p>（イ） <u>平均障害程度区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上</p> <p>（ウ） <u>平均障害程度区分</u>が5以上 利用者の数を3で除した数以上</p>	<p>（生活介護事業所に置くべき職員及びその員数等）</p> <p>第39条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員は、次の各号に掲げるとおりとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。） ）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p> <p>ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法（職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、（ア）から（ウ）までに掲げる利用者の<u>平均障害支援区分</u>（厚生労働大臣が定めるところにより算定した<u>障害支援区分</u>の平均値をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ（ア）から（ウ）までに掲げる数とする。</p> <p>（ア） <u>平均障害支援区分</u>が4未満 利用者の数を6で除した数以上</p> <p>（イ） <u>平均障害支援区分</u>が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上</p> <p>（ウ） <u>平均障害支援区分</u>が5以上 利用者の数を3で除した数以上</p>

イ～エ [略]

(4) [略]

2～8 [略]

附 則

(施行期日)

1 [略]

(経過措置)

2 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第39条第1項第3号アの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数を合計した数以上とする。

(1) 次のアからウまでに掲げる利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害程度区分の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる数

ア 平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除した数

イ 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数

ウ 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数

(2) [略]

3～10 [略]

イ～エ [略]

(4) [略]

2～8 [略]

附 則

(施行期日)

1 [略]

(経過措置)

2 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第39条第1項第3号アの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数を合計した数以上とする。

(1) 次のアからウまでに掲げる利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害支援区分の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる数

ア 平均障害支援区分が4未満 利用者の数を6で除した数

イ 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数

ウ 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除した数

(2) [略]

3～10 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「改正前の条例」という。）第124条に規定する指定共同生活介護の事業を行う事業所並びに改正前の条例第204条に規定する指定共同生活介護の事業等を行う一体型指定共同

生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所については、第1条の規定による改正後の指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第195条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第195条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所（次項において「旧指定共同生活援助事業所」という。）については、改正後の条例第201条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。

4 この条例の施行の日において現に存する旧指定共同生活援助事業所について、改正後の条例第201条の4の規定を適用する場合には、当分の間、同条第1項第1号中「6」とあるのは、「10」とする。